

## お詫びと訂正

弊社刊行の『2021年度 社会福祉士国家試験 中央法規全国模試』の「正答・解説集」において、以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2022年1月6日更新)

| 該当頁  | 該当箇所                     | 誤  | 正   | 備考          |
|------|--------------------------|--|---|-------------|
| 78 頁 | 問題 144<br>解説 2<br>3～7 行目 | 被保護者就労支援事業は、被保護者全員が利用できる事業ではない。被保護者就労支援事業の対象者は、 <u>就労に向けた複合的な問題を抱え、直ちに就職することが困難な被保護者であって、生活習慣の形成・改善を行い、社会参加に必要な基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者、とされている。</u> 被保護者就労支援事業は～（略） | 被保護者就労支援事業は、被保護者全員が利用できる事業ではない。被保護者就労支援事業の対象者は、 <u>保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む）</u> であって、 <u>就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者である。</u> 被保護者就労支援事業は～（略） | 2022/1/6 更新 |